

聖書箇所：コリントの信徒への手紙一 6章9～11節

○5章で教会戒規について語ったパウロ。そこでは「みだらな行い」(⊕「ポルネイア」〈※「ポルノ」の語源〉)が問題になっていた。6章で、パウロはさらにコリント教会で実際に起きていたキリスト者同士の訴訟問題を取り上げる。

- ・パウロにとってキリスト者は終末時の審判において「世を裁く」存在であり、重要な役割を負わされている神の民に他ならなかった。そのキリスト者が持っている権能は、パウロに言わせれば「天使たちさえ」裁くほどだと言う。しかしコリント教会では、教会内でそのキリスト者同士が経済問題(おそらく財産問題)を巡って争いになったばかりでなく、それを教会内で処理できず、教会の外の公の裁判で訴訟問題として処理していた。キリスト者同士が訴え合い、それを終末の審判で世を裁く役割、権能を与えられている「聖なる者たち」の群れ、すなわち教会内で処理できず、「正しくない人々」、終末において裁かれる立場の教会外の人々に持ち出すのは、教会の自主自立を見失った恥だとパウロは痛烈に批判する。
- ・それだけでなく、主イエス・キリストとの交わりに入れられた者同士が訴え合うこと自体、既に徹底的な教会の敗北以外の何ものでもないパウロは強くコリント教会の人々を非難する。
- ・そして今回の聖書箇所(6:9～11)で、パウロは「正しくない者が神の国を受け継げないことを、知らないのですか」と述べ、10の悪徳(者)を列挙した悪徳(者)表を掲示し、これらの悪徳を持つ者は「決して神の国を受け継ぐことができ」ないと言う。そして、キリスト者というのが「主イエス・キリストの名とわたしたちの神の霊によって洗われ、聖なる者とされ、義とされてい」る者であることを述べ、「あなたがたの中にはそのような者(※パウロが列挙した悪徳を持つ者)もい」たが、今はそのような存在になっているのだから、この恵みにふさわしく歩むようにと勧告を行っている。

- ・問題はこの悪徳(者)表の中に「男色をする者」(⊕「アルセノコイテース」)が含まれていること。キリスト教ではこのコリントの信徒への手紙6:9などの御言葉を根拠に長く同性愛を罪として断罪してきた、そして今も断罪している歴史がある。これほどセクシャルマイノリティの人権が叫ばれる世の中にあっても、「聖書に書いてあるから」という理屈で差別が為されるのである。なので今回はこのコリントの信徒への手紙一6:9を詳しく掘り下げ、これがどのような意味の文脈の中にある言葉なのかを考察した上で、キリスト教の同性愛者に対する差別的言説を批判していきたいと思う。

○コリントの信徒への手紙一6:9の「アルセノコイテース」は新約聖書の中でも際立って稀な語。稀というよりも、そもそもコリントの信徒への手紙一6:9で歴史上初めて使われた語である。パウロ以前にこの語が使われたという記録は今のところ存在していない。したがって、パウロが用いる「アルセノコイテース」の意味を正確に捉えて翻訳することは不可能とさえ言われている。しかし単語の作りそのものは比較的単純であり、この語は「アルセーン」／「アルセノス」(男性／男性の)と「コイテー」／「コイテース」(寝床、寝ること、性交／寝る者、性交する者)から成り、「アルセノコイテース」の原意は「男性と寝る男」＝「男性と性交する男」だと考えられる。

- ・結論から言えば、パウロはこの「アルセノコイテース」という語を、旧約聖書(ヘブライ語聖書)のレビ記18:22と20:13の七十人訳聖書のギリシア語から編み出したものと思われる。

cf. ▶レビ記18:22

「女と寝るように男と寝てはならない。それはいとうべきことである。」(新共同訳)

「男性と一緒にあなたは女の寝床を寝てはならない。それは忌み嫌うべきこと(⊕トローエーバー)である。」(小林昭博訳)

「カイ メタ アルセノス オウ コイメーテーセー コイテーン ギナイコス；ブ
デリグマ ガル エスティン. (男性と一緒にあなたは女の寝床を寝てはならな

い。なぜなら、それは忌み嫌うべきことだからである。)」(七十人訳ギリシア語聖書)

▶レビ記 20 : 13

「女と寝るように男と寝る者は、両者共にいとうべきことをしたのであり、必ず死刑に処せられる。彼らの行為は死罪に当たる。」(新共同訳)

「ある男が女の寝床を男性と一緒に寝るならば、彼らはふたりとも忌み嫌うべきこと(㊦トーエーバー)を行ったのである。彼らは必ず死ななければならない。彼らの血は彼らのうえに。」(小林昭博訳)

「カイ ホス アン コイメーター メタ アルセノス コイテーン ギナイコス、
ブデリグマ エポイエーサン アムフォテロイ； タナトウストーサン、 エノコ
イ エイシン。 (男性と一緒に女の寝床を寝る男は誰でも、両者はともに忌み嫌う
べきことを行ったのである。彼らは死刑に処されねばならない。彼らは罰を受ける
べきである。)」(七十人訳ギリシア語聖書)

- これらは同性愛(同性間性交)を禁じるとされている旧約聖書のレビ記のテキストであり、今現在においてもこれらを根拠に「聖書に書いてあるから」という理屈で、同性愛者に対する差別的言動を行うキリスト者、キリスト教団体が後を絶たない。
- 七十人訳ギリシア語聖書レビ記 18 : 22 と 20 : 13 の下線部を見て分かるように、両テキストには「アルセノス」と「コイテーン」という単語があり、特にレビ記 20 : 13 の「アルセノス コイテーン」という表現は、まさに「アルセノコイテース」という語を彷彿とさせる。すなわちパウロは、七十人訳ギリシア語聖書のレビ記 18 : 22 と 20 : 13 からコリントの信徒への手紙一 6 : 9 の「アルセノコイテース」という造語を編み出したのである。
- であれば、パウロがコリントの信徒への手紙一 6 : 9 でこの「アルセノコイテース」という語にどのような意味を込めて、そのような人々を悪徳表で断罪しているのかは、このレビ記 18 : 22 と 20 : 13 を分析することで見えてくることになる。

○レビ記 18 : 22 と 20 : 13 は男性と男性の性行為を禁じている。特に後者は男性間の性行為を死罪に定めており、キリスト教の同性愛(者)断罪を正当化するテキストとして用いられてきた。確かにレビ記の両テキストが男性と男性の性行為を禁じているのは疑いようのない事実である。だが、これまでの研究は両テキストがいったいどのような理由で男性間の性行為を禁じているのかを正確に理解してこなかった。ここでは当時の古代ユダヤ世界の性文化の観点から、両テキストがいったいどのような理由で男性間の性行為を禁じているのかを明らかにしたい。

- そのうえで重要なのは、新共同訳で「女と寝るように」と訳されている⊙「ミシュケベー イッシャー」。「ミシュケベー」は「寝床／寝ること／性交」を意味しており、「ミシュケベー イッシャー」は小林訳、七十人ギリシア語訳のように「女の寝床／女の寝ること／女の性交」がその本来の意味である。その意味するところは「女性が性行為において寝る寝床の役割／女が性行為において果たす性的役割(ジェンダーロール)」である。
- つまり両テキストは、男が男性を性行為の対象にするという「セクシュアリティ」、「性的志向」を問題にしているのではなく、性交において男性に女性の性的役割(ジェンダーロール)をさせるということを問題にしているのである。
- これまでの研究では、両テキストを「セクシュアリティ」、「性的志向」を問題にしているのだと捉えて、男が男性を性行為の対象にすることを禁じているのだと理解してきた。そしてその理由として、同性愛(同性間性交)が「生殖」と関係しない「精子」を無駄にってしまう性行為だからだと理解してきた。しかしレビ記 18 : 22 と 20 : 13 のテキストから、男性と男性の性行為が禁じられている理由として生殖の有無が関係していることを読み取るのは不可能である。
- 確かに創世記 38 : 8~10 の「異性間の避妊の禁止」、レビ記 18 : 19、20 : 18 の「異性間の月経中の性交の禁止」など、旧約聖書(ヘブライ語聖書)では生殖に関わらない性行為が禁止されている。この背後には創世記 1 章の天地創造の記述に象徴的に示されているように、神の動物と人間に対する「産めよ、増えよ」との戒命が「生殖＝正しい性交」

という考えにお墨付きを与えていると考えられる。これは現代の生産性という観点から同性愛者を差別する言動を後押ししてしまうことにつながる危険を孕んでいることを確認しておきたい。

- ・こうしたことから、レビ記 18 : 22 と 20 : 13 のテキストで男性と男性の性行為が禁じられている間接的な理由として、男性と男性の性行為が生殖に関係しないということが問題視されている可能性は否定できないが、それはあくまでも間接的なものでしかなく、このレビ記の両テキストから直接読み取ることができるのは、古代ユダヤ世界の「男らしさ」、「女らしさ」というジェンダーの観点から「《男性と一緒に女の寝床を寝る》＝《男性に女性の性的役割である受け手の役割をさせる》」ことを禁じているということである。
- ・古代ユダヤ世界は「家父長制(パトリアーキー)」社会であり、「女性嫌悪・女性蔑視(ミソジニー)」に溢れた社会であった。そのような古代ユダヤ世界では「男は支配する側」、「女は屈服する側」という「男らしさ」、「女らしさ」のジェンダーの規範が厳然と存在していた。そしてそれが性行為におけるジェンダーの役割をも規定し、性行為においても男性は「挿し手」(能動側／支配する側)であらねばならず、女性は「受け手」(受動側／屈服する側)であらねばならないというジェンダーの規範が貫徹されていたと考えられる。それゆえヘブライ語聖書のレビ記 18 : 22 と 20 : 13 は、男性と男性の性行為が一方の男性を女性の役割である「受け手」(受動側／屈服する側)にさせてしまい、本来「挿し手」(能動側＝支配する側)の役割である男性から「男らしさ」を奪ってしまうことが避けられないゆえに、「受け手」と「挿し手」の双方を含めた男性間の性行為そのものを禁じていると考えられるのである。

○そしてパウロはレビ記のこの両テキストの価値観、思想を、自らの「アルセノコイテース」という造語で受け継いだ。パウロを擁護したい人の中には、パウロは外国から「捕虜」ないし「奴隷」として売買されてきた「少年」を「男娼」として用いる精神的・身

体的な平等性を欠く「男娼売春／男娼買春」（少年男娼売春／少年男娼買春）を「アルセノコイテース」という語で問題にしたのだ。そういう「少年男娼」を「買春」して凌辱する男性を悪徳者としてリストに数え上げたのだとする者がいるが、こうした解釈は不可能。

- ・パウロはレビ記 18 : 22 と 20 : 13 に従って、「男性と一緒に女性の寝床を寝る男」、すなわち「男性に女性の性的役割(ジェンダーロール)である受け手の役割をさせる男性」を意味する「アルセノコイテース」という造語を用いて、男性間の性行為が男性を女性の性的役割(ジェンダーロール)である「受け手」(受動側／屈服する側)の役割をさせてしまい、本来「挿し手」(能動側＝支配する側)である男性から「男らしさ」を奪い、男性に「ジェンダーの逸脱」をもたらすことが不可避であるゆえに、「受け手」と「挿し手」の双方を含めた男性間の性行為そのものを悪徳として断罪し、そのようなことをする者を「正しくない者」＝「不義な者たち」(⊕アディキオイ)と呼んで神の王国から排斥しているのである。
- ・そこには偶像礼拝と性文化を結び付け、異邦人・異教世界の偶像礼拝の結果、そのような性的墮落がもたらされたのだと見なすパウロの「異邦人嫌悪(ゼノフォビア)」も横たわっている。

【結論】

○レビ記 18 : 22、20 : 13、コリントの信徒への手紙一 6 : 9 の御言葉を根拠に、男が男性を性行為の対象にすることを罪と主張することは不可能。それらはたしかに男性と男性の性行為を禁じたり、批判したりするものだが、それは男が男性を性行為の対象にするという性的志向を問題にしたものではなく、男性が女性の役割である「受け手」(受動側／屈服する側)になってしまうことを問題にしたものだからである。

- ・このように「同性愛は罪である」というキリスト教の同性愛断罪の根拠とされてきた代表的聖書テキストであるレビ記 18 : 22、20 : 13、コリントの信徒への手紙一 6 : 9 が、

恋愛や性行為の対象選択として「同性」、「異性」、「両性」のいずれを選ぶのかというセクシュアリティ(性的志向)の問題とは無関係であることをきちんと押さえておきたい。これらはいくまでも性行為において男性が受け身になることを禁止するものでしかない。すなわち、男性は常に「挿し手」(能動側＝支配する側)でなければならない、男性が女性の性的役割(ジェンダーロール)である「受け手」(受動側／屈服する側)になることは許されないということである。

- ・古代ユダヤ世界において男性の「正しい性」とは能動的・支配的な役割を男性が果たす性行為であり、男性の「間違っただけの性」とは——女性のように！——受動的・従属的な役割を男性が果たす性行為であった。この思想、価値観からすれば、男性と女性の間の性交においても、女性がリードし、男性が受け身になるようなことは罪として断罪されることになる。コリントの信徒への手紙一6:9でパウロが言っているのは、「性行為において能動的・支配的な男性は義人」、「性行為において受動的・従属的な男性は罪人であり、神の国から締め出される」ということ。
- ・「家父長制(パトリアーキー)」と「女性嫌悪・女性蔑視(ミソジニー)」に基づく、「男＝支配する者」、「女＝従属する者」というこうしたひどい古代ユダヤ世界の「男らしさ」と「女らしさ」のジェンダーに溢れた言説を、今も真理として私たちは受け止めるのか？
- ・単純に「聖書に書いてあるからもうそれは真理なのだ」と思考停止するのではなく、聖書に含まれる「家父長制(パトリアーキー)」の部分、「女性嫌悪・女性蔑視(ミソジニー)」、「異邦人嫌悪(ゼノフォビア)」を批判することも含めて、たとえ聖書であろうとも、あるいは聖書だからこそ、おかしいものはおかしいと批判できる自由さを私たちは持たなければならないように思う。